

# 地域活性化のための特色ある文化財（美術工芸品）調査・活用事業費国庫補助要項

〔 平成 30 年 4 月 1 日  
文化庁長官裁定  
令和 2 年 4 月 1 日  
改 正 〕

## 1. 趣旨

この要項は、全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な文化財（美術工芸品）（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料等）の平時および震災や津波等の大規模災害による散逸、亡失を防ぎ、保存対策の基本計画策定に資するために実施する保存状況等の調査に要する経費、及び調査成果の情報発信（目録をはじめとする調査成果のWEB公開等）に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

## 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる史料の所在確認及び保存状況を調査する事業とする。

(1) まとまって1か所に伝存し、調査によって当該地域の歴史及び文化を明らかにするもの。

(2) 散在しているが、特定の歴史事象等について包括的に調査することによって、その価値が明らかにされるもの。

(3) その他上記事項に準ずるもの。

## 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 調査経費
- イ 調査報告書等制作経費
- ウ 情報発信に係る経費

(2) その他の経費

- 事務経費

## 5. 補助金の額

(1) 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

(2) 当該地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する財政再生団体又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に規定する過疎地域をその区域とする市町村である場合の補助率は65%とする。

(3) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する地方公共団体にあっては、補助対象経費の80%とする。

## (別 紙)

名稱	対象経費の区分	項	目	目的細分	説明	
地域活性化のための文化財（美術工芸品）調査・活用事業	主たる事業費	調査経費	調査費	給与報酬 職員手当等  共済費  報償費  旅費  需用費  役務費  委託料  情報発信に係る経費	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当 ○○傷害保険料  調査謝金 原稿執筆謝金 ○○謝金  普通旅費 費用弁償 特別旅費  消耗品費 印刷製本費  ○○調査委託費 ○○委託費  器具借上げ 借料及び損料  印刷製本費  発信システム開発委託費  資料等作成謝金 原稿執筆謝金  パンフレット、リーフレット等	重量物取扱や高所作業等を伴う調査の場合  調査旅費 外部調査員等旅費  文具、写真フィルム等、調査カード印刷等  写真現像焼付  調査の一部を委託する場合 文化財（美術工芸品）写真撮影など  調査用機器の借上げ  調査報告書印刷 データファイル制作  W E Bにおける目録等公開 システム開発委託費 動画の作成、W E B掲載等に係る経費

その他の 経費	事務経費	事務費	旅 費	普通旅費 特別旅費	職員連絡旅費 文化庁指導監督旅費
			需用費 役務費	消耗品費 通信運搬費	